

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4章 保税地域</p> <p>第2節 指定保税地域</p>	<p>第4章 保税地域</p> <p>第2節 指定保税地域</p>
<p>(指定保税地域における貨物の取扱いの範囲)</p> <p>40—1 法第40条の規定により指定保税地域において行うことができる行為の範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 同条第2項にいう「その他これらに類する行為」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。</p> <p>イ 輸出しようとする貨物の内容の破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること。なお、法第69条の2第1項第3号に該当する物品について、商標をまつ消するための行為を含む。</p> <p>ロ 注文の取集め等のため個別に識別及び管理される蔵置貨物を閲覧に供すること。</p>	<p>(指定保税地域における貨物の取扱いの範囲)</p> <p>40—1 法第40条の規定により指定保税地域において行うことができる行為の範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 同条第2項にいう「その他これらに類する行為」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。</p> <p>イ 輸出しようとする貨物の内容の破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること。なお、法第69条の2第1項第3号に該当する物品について、商標をまつ消するための行為を含む。</p> <p>ロ 注文の取集め等のため個別に識別及び管理される蔵置貨物を<u>特定の者に対して</u>閲覧に供すること。</p>
<p>第3節 保税蔵置場</p> <p>(注文の取集め等のための<u>個別に識別及び管理される</u>蔵置貨物の閲覧及び購入の申込みがあった貨物の通関等)</p> <p>42—17 注文の取集め等のための蔵置貨物の閲覧は、その閲覧に供する施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとして、次の手続により取り扱う。</p> <p>(1) 閲覧に供する蔵置貨物は、個別に識別及び管理されるものとし、法第43条の3第1項に規定する税関長の承認を受け、前記40—1(7)ロに該当する行為として税関長の許可を受けるものとする。当該許可を申請する者が注文の取集め等を行う者と異なる場合には、注文の取集め等を行う者の住所及び氏名又は名称を併せて記載することとする。</p> <p>(2) <u>蔵置貨物を閲覧に供する場合</u>は、閲覧所入口で氏名、住所、入退場日時</p>	<p>第3節 保税蔵置場</p> <p>(注文の取集め等のための<u>特定の者に対する</u>蔵置貨物の閲覧及び購入の申込みがあった貨物の通関等)</p> <p>42—17 注文の取集め等のための<u>特定の者に対する</u>蔵置貨物の閲覧は、その閲覧に供する施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとして、次の手続により取り扱う。</p> <p>(1) <u>特定の者に対する</u>閲覧に供する蔵置貨物は、個別に識別及び管理されるものとし、法第43条の3第1項に規定する税関長の承認を受け、前記40—1(7)ロに該当する行為として税関長の許可を受けたものとする。当該許可を申請する者が注文の取集め等を行う者と異なる場合には、注文の取集め等を行う者の住所及び氏名又は名称を併せて記載することとする。</p> <p>(2) <u>特定の者とは</u>、閲覧所入口で氏名、住所、入退場日時を入場者名簿に</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を入場者名簿に記載させることとする。</p> <p>ただし、次のいずれかの蔵置貨物保全のための措置を講じる場合は、入場者名簿の記載を省略して差し支えない。</p> <p>イ 監視カメラにより保税蔵置場全域を常時監視するための体制が整備されている場合</p> <p>ロ 監視カメラにより当該保税蔵置場出入口を常時監視するとともに、防犯タグを活用した防犯ゲートその他これに相当する方法により蔵置貨物の出入りを常に把握できる体制が整備されている場合</p> <p>なお、上記イ又ロに該当する場合であっても、専ら外国貨物の保管を目的とする場所（以下「保管場所」という。）に入りする場合は、入場者名簿の記載を必要とすることに留意する。</p> <p>(3) 貨物を管理する上で、保管場所と保管場所以外の場所のどちらに貨物が蔵置されているのかを常に把握させるものとする。</p> <p>(4) 外国貨物の購入の申込みがあった場合は、その予約のみを行わせ、当該保税蔵置場又は他の保税地域において輸入又は積戻しの許可を受けさせた後、購入者に引き渡すようする。なお、手続はできるだけ集中的に行わせるよう指導する。</p> <p>(5) 上記(4)に係る事務処理手続は、当該貨物の購入の申込み年月日、品名、購入金額、購入者の氏名及び住所を記載した実績一覧表を作成させ、上記(2)の入場者名簿とともに保存させるものとする。入場者名簿及び実績一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。なお、税関が必要と認めた場合には、入場者名簿及び実績一覧表を整然とした表で提出させるものとする。</p> <p>（「税関長が特別の事由があると認めるとき」の例示）</p> <p>43の2—2 法第43条の2第2項にいう「税関長が特別の事由があると認めるとき」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 原油又は石油ガスを備蓄用に蔵置する場合</p> <p>(2) 船舶又は航空機の部分品等を外国貿易船等の修繕用に蔵置する場合</p> <p>(3) 太平洋横断ケーブル用の物品を修繕用に蔵置する場合</p> <p>(4) 国際的な商品取引所（例えば、ロンドン金属取引所等）において取り引</p>	<p>記載された者とする。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>(3) 外国貨物の購入の申込みがあった場合は、その予約のみを行わせ、当該保税蔵置場又は他の保税地域において輸入又は積戻しの許可を受けさせた後、購入者に引き渡すようする。なお、手続はできるだけ集中的に行わせるよう指導する。</p> <p>(4) 上記(3)に係る事務処理手続は、当該貨物の購入の申込み年月日、品名、購入金額、購入者の氏名及び住所を記載した実績一覧表を作成させ、上記(2)の入場者名簿とともに保存させるものとする。入場者名簿及び実績一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。なお、税関が必要と認めた場合には、入場者名簿及び実績一覧表を整然とした表で提出させるものとする。</p> <p>（「税関長が特別の事由があると認めるとき」の例示）</p> <p>43の2—2 法第43条の2第2項にいう「税関長が特別の事由があると認めるとき」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 原油又は石油ガスを備蓄用に蔵置する場合</p> <p>(2) 船舶又は航空機の部分品等を外国貿易船等の修繕用に蔵置する場合</p> <p>(3) 太平洋横断ケーブル用の物品を修繕用に蔵置する場合</p> <p>(4) 国際的な商品取引所（例えば、ロンドン金属取引所等）において取り引</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>きするために蔵置する場合</p> <p>(5) 国際的な商品取引や積戻しが見込まれる美術品等 <u>(個別に識別及び管理されるもの)</u> の保管を行うために蔵置する場合</p> <p>(6) ウイスキーの原酒等を熟成のために長期蔵置する場合</p> <p>(7) 積戻し又は国内に引き取ることが契約等で確定しており、具体的な搬出予定がある場合</p> <p>(8) 前記42-15及び42-16に規定する保稅販売のため引き続き蔵置する場合</p> <p>(9) 市況の急激な変動等により引き続き蔵置することがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(外国貨物の蔵置期間の延長の手続)</p> <p>43の2—3 法第43条の2 第2項に規定する外国貨物の蔵置期間の延長の申請手続については、次による。</p> <p>(1) 外国貨物の蔵置期間の延長申請は、当該外国貨物の所有者の名をもって、当該外国貨物が置かれている保稅蔵置場の所在地を所轄する税関官署に「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」(C—3240) 2通を提出することにより行わせ、税關においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押印し、承認書として申請者に交付する。なお、前記43の2—2(4)及び(5)に該当する場合は、保稅蔵置場の許可を受けた者の名をもって申請して差し支えないものとする。</p> <p>(2) 延長を認める期間は、2年以内とする。</p> <p>なお、延長を認めた期間が経過することとなるときは、税關長がさらに延長する必要があると認めた場合には、<u>上記(1)</u>と同様の手続を行わせるものとする。<u>ただし、前回の延長の際の申請内容から延長を必要とする期間以外の内容変更がない場合は、「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」(C—3240—1)により、前回の延長の際の承認書一式の写しを添付の上、申請して差し支えないものとする。</u></p>	<p>きするために蔵置する場合</p> <p>(5) 国際的な商品取引や積戻しが見込まれる美術品等の保管を行うために蔵置する場合</p> <p>(6) ウイスキーの原酒等を熟成のために長期蔵置する場合</p> <p>(7) 積戻し又は国内に引き取ることが契約等で確定しており、具体的な搬出予定がある場合</p> <p>(8) 前記42-15及び42-16に規定する保稅販売のため引き続き蔵置する場合</p> <p>(9) 市況の急激な変動等により引き続き蔵置することがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(外国貨物の蔵置期間の延長の手続)</p> <p>43の2—3 法第43条の2 第2項に規定する外国貨物の蔵置期間の延長の申請手続については、次による。</p> <p>(1) 外国貨物の蔵置期間の延長申請は、当該外国貨物の所有者の名をもって、当該外国貨物が置かれている保稅蔵置場の所在地を所轄する税關官署に「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」(C—3240) 2通を提出することにより行わせ、税關においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押印し、承認書として申請者に交付する。なお、前記43の2—2(4)に該当する場合は、保稅蔵置場の許可を受けた者の名をもって申請して差し支えないものとする。</p> <p>(2) 延長を認める期間は、2年以内とする。</p> <p>なお、延長を認めた期間が経過することとなるときは、税關長がさらに延長する必要があると認めた場合には、<u>当初の延長の際の手続</u>と同様の手続を行わせるものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4節 保税工場</p> <p>(外国貨物の蔵置期間の延長の手続)</p> <p>61の4-2 法第61条の4において準用する法第43条の2第2項に規定する外国貨物の蔵置期間の延長の申請手続については、次による。</p> <p>(1) 外国貨物の蔵置期間の延長申請は、当該外国貨物が置かれている保税工場の所在地を所轄する税関官署に「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」(C-3240) 2通を提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押印し、承認書として申請者に交付する。</p> <p>(2) 延長を認める期間は、2年以内とする。</p> <p>なお、延長を認めた期間が経過することとなるときは、税関長がさらに延長する必要があると認めた場合には、<u>上記(1)</u>と同様の手続を行わせるものとする。<u>ただし、前回の延長の際の申請内容から延長を必要とする期間以外の内容変更がない場合は、「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」(C-3240-1)により、前回の延長の際の承認書一式の写しを添付の上、申請して差し支えないものとする。</u></p>	<p>第4節 保税工場</p> <p>(外国貨物の蔵置期間の延長の手続)</p> <p>61の4-2 法第61条の4において準用する法第43条の2第2項に規定する外国貨物の蔵置期間の延長の申請手続については、次による。</p> <p>(1) 外国貨物の蔵置期間の延長申請は、当該外国貨物が置かれている保税工場の所在地を所轄する税関官署に「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」(C-3240) 2通を提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押印し、承認書として申請者に交付する。</p> <p>(2) 延長を認める期間は、2年以内とする。</p> <p>なお、延長を認めた期間が経過することとなるときは、税関長がさらに延長する必要があると認めた場合には、<u>当初の延長の際の手続</u>と同様の手続を行わせるものとする。</p>
<p>第6節 総合保税地域</p> <p>(その他の規定の準用)</p> <p>62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記42-3から42-6まで、42-14、42-15、42-16、42-17、43-2、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで、43の3-7及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、42-17中、「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「前記40-1(7)に該当する行為として税関長の許可を受け<u>る</u>ものとする。」とあるのは「前記62の11-1に規定する届出を行<u>う</u>ものとする。」と、「当該許可を申請する者」とあるのは「当該届出を行う者」と、43-2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管</p>	<p>第6節 総合保税地域</p> <p>(その他の規定の準用)</p> <p>62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記42-3から42-6まで、42-14、42-15、42-16、42-17、43-2、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで、43の3-7及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、42-17中、「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「前記40-1(7)に該当する行為として税関長の許可を受け<u>た</u>ものとする。」とあるのは「前記62の11-1に規定する届出を行<u>った</u>ものとする。」と、「当該許可を申請する者」とあるのは「当該届出を行う者」と、43-2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43の3－2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項」とあるのは「令第51条の12第1項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第7項」とあるのは「令第51条の12第7項」と、43の3－4中「3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。</p> <p>(2)～(3)（省略）</p>	<p>管理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43の3－2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項」とあるのは「令第51条の12第1項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第7項」とあるのは「令第51条の12第7項」と、43の3－4中「3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。</p> <p>(2)～(3)（同左）</p>